

令和 7 年度

都市公園管理事業

大胡児童公園

フェンス改修工事 仕 様 書

事業主体 広島県庄原市

施行箇所 庄原市西本町一丁目

工 事 概 要							
工 事 名	大胡児童公園 フェンス改修工事						
施 行 箇 所	広島県 庄原市西本町一丁目						
工 事 概 要	費目工種	工 種	種 別 ・ 細 別	数 量		単位	摘 要
				当初	変更		
	フェンス改修工事	作業土工	床掘	22		m3	
			埋戻し	22		m3	
		フェンス設置	PC-A300 Z-GS6*50 2.0mスパン	82		m	
			PC-A300 Z-GS6*50 1.0～1.5mスパン	6.8		m	
			フェンス基礎設置 300*300*600	49		基	
		撤去工	フェンス撤去	86		m	
			基礎ブロック撤去	47		基	
			支障給水管移設	1		式	

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

第 1 節 適 用

- 1 本特記仕様書は、**大胡児童公園フェンス改修工事** に適用する。
- 2 本特記仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。
 - ・土木工事共通仕様書（令和6年8月 広島版（適用区分「広島」及び「広島県」））
 - ※ 土木工事共通仕様書は、「広島県の調達情報」に掲載されている。 <https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>
 - ・その他関連規格類

第 2 節 適用除外

- 本工事では、土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）における下記の項目については適用しない。
- ・ 1-1-1-27, 1-1-2-20 週休二日の対応
 - ・ 1-1-2-14 施工管理 1. 標示板の設置
 - ・ 1-1-3-7 契約後V E 工事
 - ・ 1-1-3-9 県産木材の活用
 - ・ 3-1-1-7 工事完成図書の納品 6. 地質調査の電子成果品等

第 3 節 用語等の読みかえ

土木工事共通仕様書（令和6年8月）広島版（適用区分「広島」及び「広島県」）に規定されている用語等については次のとおり読みかえる。

土木工事共通仕様書に規定されている用語等			特記仕様書第1章総則で読みかえる用語等
1-1-1-2 用語の定義	6. 設計図書	工事数量総括表	本工事費内訳書
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事監督規程	庄原市建設工事監督規程
1-1-2-1 適用	2. 共通仕様書の適用	土木工事検査規程	庄原市建設工事検査規程
1-1-2-2 用語の定義	1. 監督職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-2 用語の定義	2. 総括監督員	広島県契約規則（昭和39年4月1日規則第32号）	庄原市契約規則（平成17年3月31日規則第47号）
1-1-2-2 用語の定義	4. 技術検査	土木工事検査技術基準	庄原市建設工事検査基準
1-1-2-2 用語の定義	5. 検査職員	建設工事執行規則（平成8年6月11日規則第39号）	庄原市建設工事執行規則（平成17年3月31日規則第135号）
1-1-2-5 工事の下請負	1. 下請負者の資格	広島県の建設工事入札参加資格	庄原市の建設工事入札参加資格
1-1-2-5 工事の下請負	2. 指名除外	広島県の「建設業者等指名除外要綱」の指名停止	庄原市建設業者指名除外基準要綱の指名除外
1-1-2-5 工事の下請負	5. 下請け	広島県内	庄原市内
1-1-2-5 工事の下請負	6. 県外業者を下請業者とする場合の理由書	県外	市外

第 4 節 現場代理人の兼務

- 1 受注者は、請負代金額が 4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要し

ないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を申請することができる。

ただし、令和7年4月3日付「災害復旧工事における特例措置」の期間にあつては、兼務制限の件数から災害復旧工事を除くこととする。

- (1) 兼務する工事が公共工事であり、庄原市内の工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め3件（災害復旧工事に係る件数を除く）以内であること
 - (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
 - (4) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 2 受注者は、前項に掲げるほか、密接に関係のある他の公共工事（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術者による工事の管理が認められたものに限る。）において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であつて、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。
- (1) 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事であること
 - (2) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
 - (3) 監督職員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、兼務の承認を取消すものとする。
- (1) 兼務に関する事項で、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (2) 著しい状況の変化により、兼務をすることが適当でなくなったとき
 - (3) その他、発注者の判断で兼務をすることが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行なうことがある。

第 5 節

現場代理人及び主任技術者又は監理技術者

- 1 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置要件の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「5. 配置要件」によらず、次のとおり取り扱う。

一般土木工事（建築一式工事以外）の契約約款第10条第1項第2号の規定により配置する主任技術者又は監理技術者は次によるものとする。

 - (1) 下請契約金額の総額が 5,000万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合は、監理技術者を配置する。
 - (2) 請負代金額 4,500万円以上の場合、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について技術者を専任配置する。
 - (3) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合は、一般建設業・特定建設業を問わず全業者について配置する技術者が、兼務する工事件数（請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満）は、この工事を含めて3件までとする。
 - (4) 請負金額が 4,500万円以上 1億円未満の工事で建設業法施行令第27条第2項が適用される工事にあつては、主任技術者が兼務できる工事件数は、この工事を含めて2件以内とする。
- 2 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の誓約書の取り扱いについては、土木工事共通仕様書 1-1-3-3 現場代理人及び主任技術者又は監理技術者「6. 誓約書」によらず、次のとおり取り扱う。

「現場代理人及び主任技術者等指名（変更）届」には、次の各号に定める誓約書を添付しなければならない。

 - (1) 請負代金額が 4,500万円以上、又は設計図書等において特に定めた場合

- 配置する主任技術者又は監理技術者について、他の工事の主任技術者又は監理技術者として配置していない旨の誓約書。
- (2) 請負代金額が 500万円以上 4,500万円未満、又は設計図書等において特に定めた場合

配置する主任技術者又は監理技術者について、次の〔1〕又は〔2〕に掲げる主任技術者又は監理技術者若しくは現場代理人として現在 3 件（本件工事は含まない。）以上の工事に配置していない旨の誓約書。

- 〔1〕 500万円以上 4,500万円未満（建築一式工事については、1,500万円以上 9,000万円未満）の建設工事の主任技術者又は監理技術者
- 〔2〕 災害復旧工事以外の工事の現場代理人

第 6 節 情報共有システム

本工事は、受注者からの申し出により監督員が承諾した場合に限り、情報共有システムを利用することができる。なお、利用することとなった場合には土木工事共通仕様書 1-1-1-25 施工管理「10. 工事情報共有化」に従うこと。

第 7 節 工事現場の現場環境改善費

本工事は、現場環境改善及び地域連携に資する経費に関して、設計計上を行っており、実施については土木工事共通仕様書1-1-3-10工事現場の環境改善等に従うこと。

第 8 節 工事関係書類の事前協議

受注者は、「土木工事書類作成マニュアル（案）令和2年11月 広島県」に記載のある「2 工事関係書類一覧」に基づき、工事着手前に、工事書類の電子又は紙による提出又は提示方法を監督員と事前協議し決定する。ただし、出来形管理図表・品質管理表・工事写真の提出又は提示方法については、紙に変更できるものとする。

第 9 節 法令及び条例等の遵守

- 1 次の内容について、施工計画書の「その他」項目に記載すること。
 - (1) 工事の実施にあたり、発注者から明示された、又は、受注者が行うべき「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」
 - (2) 上記(1)の内容について「不測の事態等が生じた場合の対応方法」
 - (3) 上記(1)、(2)の内容について「現場作業に従事する者に対する周知の方法」
- 2 「施工方法」等の関連する項目に、許可承諾条件等を適切に反映すること。
- 3 「法令及び条例等に基づく各種手続き及び許可承諾条件」等の変更が生じた場合は、施工計画書の内容に重要な変更が生じたものとし、変更施工計画書を提出すること。

第 10 節 建設副産物

本工事における建設副産物については、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画

（５の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、１の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。
https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から５年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

（１）工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第３条第７項又は第４条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（２）再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項

ア 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第１項、第16条第１項、第30条第１項又は第35条第１項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。

イ 当該行為が盛土規制法第21条第１項、第27条第１項、第28条第１項又は第40条第１項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。

（３）上記（１）、（２）に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後５年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場

合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- （１）建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- （２）建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- （３）建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- （４）建設発生土の搬出量
- （５）建設発生土の搬出が完了した日

1 0 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

1 1 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

1 2 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後５年間保存するものとする。

1 3 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する 9 (1) ～ (5) に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後５年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- （１）国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- （２）受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- （３）ストックヤード運営事業者登録規定により国に登録されたストックヤード
- （４）9 の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出しないもの）

第 2 章 その他

- 1 本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員の指示を受けること。
- 2 事前に関係河川漁協と協議を行い、同意等の承諾を得ること。
- 3 本工事における濁水の影響が想定される場合は、監督職員と協議すること。

令和 7 年度

大胡児童公園フェンス改修工事

庄原市西本町一丁目

地内

工 事 価 格

消 費 税 相 当 額

工 事 費 計

積 算 情 報

工事名	大胡児童公園フェンス改修工事		
執行年度	令和 7 年度	諸経費区分	公共 令和06年度
工種区分	公園工事	変更回数	
単価適用年月日	令和 7年 5月 1日付 公共	単価地区	51:庄原市(旧総領町,旧東城町,旧高野町を除く)
機損適用年月日	令和 6年度 公共・林道	歩掛適用年月日	令和 6年 8月 公共(令和6年11月一部改定)

補 正 情 報

施工地域及び 工事場所による補正率	共通仮設費 …………… 補正無し 現場管理費 …………… 補正無し 現場環境改善費 …… 大都市・市街地以外
現場環境改善費	計上する
冬期補正	冬期補正無 (0.00 %)
緊急工事補正	緊急工事補正無
前払支出割合区分	3 5 %を超え 4 0 %以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合

諸 経 費 設 定 情 報

名 称	値
【 週休2日補正 】	補正なし
【工区名称：公園工事02】	
[共通設定]	
施工地域	補正無し
前払金支出割合区分	35%を超え40%以下
契約保証に係る補正	発注者が金銭的保証を必要とする場合
工事価格端数調整	千円止め
現場環境改善費計上区分	計上する
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	しない
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め
[現場環境改善費]	
率指定	しない
施工地域区分	大都市・市街地以外
乗算補正(*n)	0
加算補正(+n) (%)	0
[現場管理費]	
率指定	しない
施工時期、工事期間による補正	行わない
緊急工事補正	緊急工事補正無
補正率合計値の上限(%)	0
乗算補正(*n)補正前に乗じる	0
乗算補正(*n)補正後に乗じる	0
加算補正(+n) (%)	0
施工地域補正の加重平均まるめ	小数3位四捨五入2位止め

諸 経 費 設 定 情 報

[illegible]

大胡児童公園フェンス改修工事

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
公園工事02	1	式				
フェンス改修工事	1	式				処:
作業土工	1	式				
床掘り 土砂 現場制約あり	22	m3			P 1 号	
埋戻し 現場制約あり 土砂 締固め有り	22	m3			P 2 号	
フェンス設置	1	式				
PCフェンス設置 H=3000	82	m			施 3 号	
PCフェンス設置 H=3000 1.5m～1.0mスパン	6.8	m			施 4 号	
フェンス基礎設置 300*300*600	49	基			施 5 号	
撤去工	1	式				処:
フェンス撤去 H=1200	86	m			施 6 号	
基礎ブロック撤去	47	基			施 7 号	処:

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
支障給水管移設	1	式			施 8 号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
現場環境改善費率分	1	式				
純工事費	1	式				大都市・市街地以外
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				金銭的保証を必要とする
消費税等相当額	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
合計						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 1 号 施工パッケージ 】 床掘り 土砂 現場制約あり								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【労務】			100.00						
普通作業員			100.00						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 1 土質 土砂			[J2] = 6 施工方法 現場制約あり						
[J5] = 1 費用の内訳 全ての費用									

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 2 号 施工パッケージ 】 埋戻し 現場制約あり (土砂 締固め有り ,)								1	m3 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【機械】			0.26						
<賃>タンバ(ランマ) 質量60～80kg			0.26						
【労務】			99.38						
普通作業員			88.41						
特殊作業員			10.97						
【材料】			0.36						
ガソリン,レギュラー スタンド渡し,スタンド給油			0.36						
【端数調整】									
[条件] [J1] = 6 施工方法 現場制約あり			[J2] = 1 土質 土砂						
[J3] = 1 締固めの有無 締固め有り			[J4] = 1 費用の内訳 全ての費用						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 3 号 施工単価表 】 PCフェンス設置 H=30001 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
PC-A3000 φ3.2*50mm 鋼鉄線 亜鉛メッキ	1	m				
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 4 号 施工単価表 】						
PCフェンス設置 H=3000 1.5m～1.0mスパン						
1 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
PC-A3000 φ3.2*50mm 鋼鉄線 亜鉛メッキ 50%加算	1	m				
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 5 号 施工単価表 】						
フェンス基礎設置 300*300*600						1 基 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
基礎ブロック 金網柵 基礎砕石無し	1	基			P 9 号	
計						
単位当たり						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 6 号 施工単価表 】 フェンス撤去 H=12001 m 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
普通作業員		人				
計						
単位当たり						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 7 号 施工単価表 】						
基礎ブロック撤去						
(,処:)						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
基礎ブロック 金網柵 基礎碎石無し	0.5	基			P 10 号	
再資源化施設受入費 コン塊(無筋) 10t,4t,2t (株)大歳組 永宗リサイクルプラント	0.034	t				処:
計						
単位当たり						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 8 号 施工単価表 】 支障給水管移設						
1 式 当り						
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
硬質塩化ビニル管 T S 継手工 呼び径13mm	9	口			施 11 号	
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径13mm	32	m			施 12 号	
水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 φ13mm*1m	32	m				
塩ビ製継手 HIVP ソケット φ13mm	9	個				
計						
単位当たり						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 9 号 施工パッケージ 】 基礎ブロック 金網柵 (基礎碎石無し ,)								1 基 当り
名 称 ・ 規 格	金額構成比 (%)	金 額	構成比 (%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準	
【労務】			80.72					
普通作業員			72.55					
土木一般世話役			8.17					
【材料】			19.28					
基礎ブロック 300*300*600			19.28					
【端数調整】								
[条件] [J2] = 1 基礎種別 基礎ブロック [J5] = 1 基礎碎石 無し [y1] = 6 フェンス用基礎ブロック規格 各種			[J3] = 1 構造物種別 金網柵 [J6] = 1 費用の内訳 全ての費用					

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 10 号 施工パッケージ 】								1	基 当り
基礎ブロック 金網柵									
(基礎碎石無し ,)									
名 称 ・ 規 格	金額構成比(%)	金 額	構成比(%)	基準地区単価	積算地区単価	明細単価番号	基 準		
【労務】			80.72						
普通作業員			72.55						
土木一般世話役			8.17						
【材料】			19.28						
基礎ブロック			19.28						
フェンス用ブロック 20×20×45(cm)									
【端数調整】									
[条件]									
[J2] = 1 基礎種別 基礎ブロック			[J3] = 1 構造物種別 金網柵						
[J5] = 1 基礎碎石 無し			[J6] = 2 費用の内訳 機械・労務費(1日未満用)						

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 11 号 施工単価表 】						
硬質塩化ビニル管 T S 継手工 呼び径13mm						2 口 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
配管工		人				
普通作業員		人				
諸 雑 費 （率＋丸め）		%				
労務費の％計						
単位当たり						
[条件] [A] = 1 呼び径区分 呼び径13mm		[B] =	1.000	歩掛補正係数:必要時以外1.0		

大胡児童公園フェンス改修工事

【 第 12 号 施工単価表 】						
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径13mm						10 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
配管工		人				
普通作業員		人				
計						
単位当たり						
[条件]						
[C] = 1 施工区分 硬質塩化管据付工		[A] = 1 呼び径区分 呼び径13mm				
[B] = 1.000 歩掛補正係数:必要時以外1.0						